

第14回 失敗しない就活&就職の知恵 ～「労働法」を知ってブラック企業から自分を守ろう～

日時：2020年2月10日（火） 16:20～17:50

場所：B251 講義室

対象：来年就職活動に臨む3年生・M1生を中心とした全学生

講師：厚生労働省広島労働局ハローワーク広島西条

上席職業指導官 錦織 豊氏

アルバイトを含め、雇用されて働く際には、労働者と会社は労働契約を結びます。ただ、両者間には交渉力に格差があるため、労働法により様々なルールが定められています。就活の際に、キャリアセンター、ハローワーク、求人情報、インターネットなどから情報を得ますが、インターネット上の情報が全て正しいとは限らず、複数源から情報を集め総合的に判断することが必要です。本日のリテラアワーではまずハローワークの求人票を使って、注意すべき項目を説明して頂きました。試用期間、給与（月給と日給月給）、労働時間や残業時間、保険（雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金）、若者雇用促進法、が主たるキーワードです。具体的なお話をいくつか箇条書きします。

- 一見同じような求人条件でも、「初任給 大卒 200,000 円（固定残業手当を含む）」では、固定残業の時間と支給額が明確ではない。
- 総支給額から各種保険料と税金などが引かれた後の差引支給額が手取りとなる。

- 会社を見るヒントとして、若者雇用促進法に基づく情報公開がある。新卒者の離職率、平均勤続年数、恒常的な募集人数、ユースエール認定（労働条件の向上に自発的に努力し国の表彰を受けている）、くるみんマーク（育児に特化した取り組み）といった働きやすさの情報を新卒者に対して提供をすることが企業に義務づけられおり、ハローワークで入手することができる。また、女性の活躍推進企業データベースもある。
- 募集時の求人票（広告）と実際の労働条件が違う「求人詐欺」が最近大きな社会問題となっている。会社と労働者との間の合意があって初めて労働契約の内容が決定する。相談はぜひハローワークや大学キャリアセンターに。
- 労働基準法の定めにより、労働条件は書面「労働条件通知書」で労働者に交付しなければならない。労働契約の期間、有期労働の更新の基準、仕事をする場所や仕事の内容、労働時間と休日、賃金、退職に関する事項について、求人票と照らし合わせる必要がある。

続いて、内定について以下のようなお話がありました。

- 内定の取り消しは、社会通念上正当と見なされる理由がなければ、企業は勝手にできない。
- 内定承諾書には法的拘束力はないが、提出後の辞退は企業に迷惑をかけることになる。別の企業の結果待ちであることを正直に伝え、いつまで待ってくれるか判断を仰ぐと良い。
- 他社を受けにくくするなど、自社の内定で就活を終わらせようとする「オワハラ」をする企業が問題となっている。

さらに、労働環境について自分で上手に交渉するには、感情的にならず、現状を把握し、相手の立場・出方を想像し、シンプルに伝え、第2案も用意し、結果を確認する、ことが大切であるというお話でした。ただ、労働トラブルに巻き込まれ

たら、早めに確認できる書類を持って「総合労働相談コーナー」（労働局や労働基準監督署に設定）に相談することがおすすめです。

次にアルバイトについてのお話がありました。約束と違うシフトを勝手に入れられた、準備のための時間が無給だ、商品を強制的に買わされたなどの、具体的なトラブル例とその対応が紹介されました。トラブルの最大の原因は求人広告にある労働条件が明確でないことです。アルバイトであっても労働条件通知書を労働者に交付することが企業に義務づけられています。相談窓口は「総合労働相談コーナー」です。

錦織さんの「就活は一度きり。本当に働きたい企業をよく考えて決めよう。」というメッセージを忘れずに、就活を乗り切ってもらいたいと思いました。なお、ハローワークではエントリーシートの添削や模擬面接を行っており、ぜひ利用して欲しいとのことでした。

出席者：学生 12 名、教職員 3 名

The poster features a central graphic of a road signpost with three directional signs: a blue sign pointing left labeled 'Black', a green sign pointing forward labeled '企業' (Company), and a white sign pointing right labeled 'White'. Above the signpost, the text reads '失敗しない就活&就職の知恵' (How to avoid job failure & get a job) and 'ブラック企業から身を守るために「働く時のルール」を知ろう' (Learn the 'rules of work' to protect yourself from black companies). Below the signpost, there are several bullet points: '求人応募票の見方・注意点' (How to read job application forms and points to note), '採用内定の意味について' (About the meaning of job offers), '賃金・給与・手当とは' (About wages, salaries, and allowances), '労働時間・残業・休日等のルール' (Rules regarding working hours, overtime, and holidays), '働く人を守る法律' (Laws protecting workers), and 'その他、ブラックアルバイトへの注意' (Other, be careful of black part-time jobs). At the bottom, it says '全学部全学年対象' (Open to all departments and all years) and '特に、就職活動を控えた3年生・院生 就職が決まっている4年生・M2生もぜひご参加ください' (Especially for 3rd-year students and graduate students about to start job hunting, and 4th-year students and M2 students who have already secured jobs, please participate).